

- この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項をまとめたものであり、ご契約前に必ずお読みいただいた上でお申込みいただきますようお願い申し上げます。また、この説明書は、ご契約のすべての内容を記載しているものではなく、契約概要および注意喚起情報をご説明しておりますので、詳しくは傷害総合保障共済普通共済約款および特約（以下「約款」といいます。）も併せてお読みいただき、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。
- ご契約者以外に傷害総合保障共済をご利用いただく方（被共済者）にもここに記載されている事項をお伝えください。

●契約概要のご説明

1. ご契約内容について

(1) 保障内容

急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによる死亡、後遺障害、介護、入院、手術、通院のほか、病気による死亡、入院に対して保障するAタイプおよびBタイプならびに急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによる死亡、後遺障害、介護、入院、手術、通院に対して保障するCタイプおよびDタイプがあります。

(2) 保障タイプ

お申込みできる保障タイプは、お一人につき、1タイプのみとなっております。

2. 共済期間

共済期間は、共済掛金（月払の場合は、第1回共済掛金）を払い込んだ月の1日の午前0時から1年とします。

3. 共済掛金の払込方法

(1) 共済掛金の払込時期等

①初年度の共済掛金（年払）・第1回共済掛金（月払）

共済掛金の払込方法は、収納代行会社を通して金融機関による口座振替となります。共済掛金（月払の場合は、第1回共済掛金）は、ご契約者の指定口座から共済期間開始の日が属する月の27日（以下「振替日」といいます。）に、当会の預金口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。ただし、その共済掛金が引去不能となり、その原因がご契約者にあると認められた場合は、当該契約は無効となります。

②次年度以降の共済掛金（年払）

次年度以降の共済掛金は、前年度の共済期間満了の月の翌月の振替日にご契約者の指定口座から共済掛金相当額を当会の預金口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。次年度以降の共済掛金の口座振替が不能となった場合は、振替日の属する月の翌月の振替日に、再度1年分の共済掛金の口座振替を行います。

③第2回以降の共済掛金（月払）

第2回以降の共済掛金は、振替日にご契約者の指定口座から振替日の属する月の共済掛金相当額を当会の預金口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。第2回以降の共済掛金の口座振替が不能となった場合は、振替日の属する月の翌月の振替日に、再度その月に払い込むべき共済掛金と合わせて2か月分の共済掛金の口座振替を行います。

(2) 共済契約の失効

①年払の場合

次年度以降の共済掛金の口座振替が2か月連続して不能となった場合は、ご契約は最初の払込みがなかった振替日の属する月の1日にさかのぼって効力を失います。

②月払の場合

第2回以降の共済掛金の口座振替が2か月連続して不能となった場合は、ご契約は最初の払込みがなかった振替日の属する月の1日にさかのぼって効力を失います。

4. 満期返れい金・契約者割戻金

この共済には、満期返れい金・契約者割戻金はありません。

●注意喚起情報のご説明

1. クーリングオフ（契約申込の撤回等）制度

当会の傷害総合保障共済は、共済期間が1年間のため、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約に際しての注意事項

ご契約者または被共済者をご契約に際し、当会が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきますことがあります。また、その場合、既に発生しているケガや病気については共済金をお支払いできないことがあります。

※この共済では、申込書等の★印欄は告知事項となります。

(2) ご契約後の留意事項

ご契約の締結後、ご契約者の住所を変更される場合には、取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がないと、ご契約、お支払いに支障がでることがあります。

(3) 事故発生のご連絡

被共済者がケガや病気を被った場合は、その原因となったケガや病気の発生の日から、その日を含めて30日以内に取扱代理所または取扱組合にご連絡ください。正当な理由がなくご連絡が遅延したり、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、共済金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

3. 共済責任の開始時期

- (1) 共済期間は、共済掛金（月払の場合は、第1回共済掛金）を払い込んだ月の1日の午前0時から1年とします。
- (2) 共済期間の終了に際し、ご契約者または被共済者から、当会に14日前までに通知のない場合、共済期間の終了する日と同一の内容で毎年自動継続されます。
- (3) 被共済者の年齢が進行することで、契約年齢に基づいた保障額・保障内容に変更がある場合は、変更後の保障額・保障内容で自動継続されます。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

次に掲げるケガや病気に対しては共済金をお支払いできません。なお、免責事由の詳細は約款の「共済金を支払わない場合」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

- (1) 初年度契約の共済期間開始の日より前に被ったケガや病気
- (2) ご契約者、共済金を受け取るべき方または被共済者の故意または重大な過失によるケガや病気
- (3) 闘争行為または犯罪行為によるケガや病気
- (4) 自殺行為（ただし、AタイプおよびBタイプは初年度契約の共済期間開始の日から1年経過後の死亡の場合、疾病による死亡共済金相当額をお支払いします。）によるケガや病気
- (5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によるケガや病気
- (6) 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

※1 アルコール依存または薬物依存により共済金支払事由が発生した場合には、共済金をお支払いできません。

※2 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的
他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金をお支払いできません。

5. 共済契約の無効・取消し・失効

- (1) ご契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となり、共済掛金は返還しません。
- (2) ご契約者以外の方を被共済者とする共済契約について、その被共済者の同意を得なかった場合は、ご契約は無効となり、共済掛金の全額を返還します。
- (3) 共済契約締結の当時、被共済者の年齢が引受対象年齢の範囲外であった場合は、ご契約は無効となり、共済掛金の全額を返還します。
- (4) ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、ご契約は取消しとなり、共済掛金は返還しません。
- (5) 共済契約締結の後に、被共済者が死亡された場合は、ご契約は失効となり、共済掛金の取扱いは次のとおりです。
 - ① 当会が傷害死亡共済金を支払う場合
共済掛金は返還しません。また、1年分の共済掛金のうち未納分があるときは、これを徴収します。
 - ② 当会が傷害死亡共済金を支払わない場合
共済掛金は未経過期間に対し月割をもって計算した額を返還します。

6. 重大事由による共済契約の解除

共済契約締結の後に、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する事由がある場合、ご契約を解除することがあります。また、その場合、解除の事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中のケガや病気に対しては、共済金をお支払いできません。

- (1) ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、当会に共済金を支払わせることを目的としてケガや病気を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- (2) ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済金の請求に関し、詐欺を行い、または詐欺行為を行おうとしたこと
- (3) 他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る傷害死亡共済金額、傷害入院共済金日額、傷害通院共済金日額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に当会のこれらの方に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、取扱代理所または取扱組合にご連絡ください。ご契約を解約した場合、解約のお申出日によっては、金融機関への振替停止の事務手続が間に合わず、共済掛金の振替が行われることがあります。この場合、振替月の翌月末日までに、ご契約者の指定口座に当会から直接返れいいたしますので、ご了承ください。

8. 被共済者からの解約請求

ご契約者以外の方を被共済者とするご契約において、一定の条件に該当するときは、被共済者はご契約者に対し解約を求めることができます。この場合、ご契約者はその被共済者のご契約を解約しなければなりません。

9. 個人情報の取扱いに関する事項

この共済契約に関する個人情報は、当会がこの共済引受けの審査および履行のために利用するほか、当会および取扱組合が、この共済以外の商品・サービスのご案内・ご提供のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)

ただし、要配慮個人情報のほか、本籍地、保健医療等に関する情報の利用目的は、個人情報保護法、同施行令および同施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先(共済代理所を含みます。)、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

■契約等の情報交換について

当会は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、一般社団法人日本共済協会、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

■再保険について

当会は、この共済契約に関する個人情報を、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

詳しくは当会のプライバシーポリシーをご覧ください。

<https://www.nikkaren.or.jp/privacy/privacy.html>

10. 組合員資格のご確認

ご契約に際しては、ご契約者の組合員資格について確認させていただきます。また、組合員以外のご契約はお取り扱いできない場合があります。

11. 共済契約証書および約款の保存

共済契約証書および約款は大切に保存してください。

12. 共済金の削減、共済掛金の追徴

当会は、異常災害その他の事由により生じた損失金をてん補するため、共済金を削減または共済掛金を追徴することがあります。

13. 共済金請求のお手続について

- (1) 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理所または取扱組合から共済金請求手続（共済金請求に際してご提出いただく書類）に関してご案内いたします。
- (2) 共済金請求権については、共済金請求権の発生した時の翌日から数えて3年を経過した場合、時効によって消滅しますのでご注意ください。

14. 共済に関するご相談・苦情の窓口

当会では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスをご提供できるよう、ご相談および苦情を受け付けております。ご加入先の取扱組合、または当会までご連絡ください。

全日本火災共済協同組合連合会（日火連）中小企業共済相談受付センター 0120 - 51 - 1077（通話料無料） 受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（土曜日・日曜日・祝日、年末年始の休日は除く）
--

苦情などのお申出につきましては、ご加入先の取扱組合を中心に、当会が連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の一般社団法人日本共済協会の共済相談所へご相談いただくこともできます。共済相談所では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 03 - 5368 - 5757 受付時間 9：00～17：00（土曜日・日曜日・祝日、年末年始の休日は除く）

~~~~~  
ご契約に際しては、上記の重要事項説明書および約款を十分にご確認・ご了解の上、共済契約申込書をご提出ください。  
なお、共済契約申込書にいただく申込人印は、この重要事項説明書を受領・同意確認された印も兼ねておりますので、ご了承願います。  
~~~~~

全日本火災共済協同組合連合会